



経済安全保障に関連した事業者の取組に関する 独占禁止法上の考え方

公正取引委員会事務総局 経済取引局総務課 課長補佐（総括担当） 岩宮 啓太

1. はじめに

公正取引委員会、経済産業省、国土交通省は、令和7年11月20日、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」（以下「本事例集」という。）を公表した。本事例集は、経済安全保障に関連する想定事例として、経済産業省及び国土交通省から提示された15の事例について、提示された内容を前提に、公正取引委員会が独占禁止法¹上の考え方を示したものである。また、公正取引委員会は、同日、本事例集と併せて「経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を公表した。

本稿では、本事例集及び「基本的な考え方」の公表に関する背景・検討経緯について説明した後、「基本的な考え方」について解説するとともに、本事例集に掲載されている事例を紹介する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、全て筆者の個人的見解である。

2. 背景・検討経緯

（1）経済安全保障の概念

経済産業省の公表資料²によれば、「経済安全保障とは、主権と独立を維持し、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続けるため、我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」とされており、経済安全保障の戦略的目標として、①戦略的自律性、②戦略的不可欠性の二つが掲げられている。

政府の公表資料³によれば、①戦略的自律性とは、「国民生活及び経済活動の基盤を強靱化することなどにより、他国・地域に過度に依存しない、我が国の経済構造の自律性を確保すること」、②戦略的優位性・不可欠性とは、「先端的な重要技術の研究開発の促進とその成果の活用を図ることなどで、他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性を獲得・維持・強化すること」とされている。

具体例を挙げると、①戦略的自律性とは、例えば、原油や天然ガスについて供給源・調達先の多角化・分散化を進め、中東依存度を低減させてサプライチェーンの脆弱性を克服し、国際的な不確実性に対処するような取組をいい、②戦略的優位性・不可欠

¹ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

² 「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（再改訂）」（令和7年5月30日経済産業省）

³ 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針」（令和4年9月30日閣議決定）

性とは、例えば、先端半導体の生産分野における台湾や半導体露光装置の製造分野におけるオランダのように、最先端技術における世界的な優位性・不可欠性の確保を目指すような取組をいうと考えられる。

戦略的自律性の向上、戦略的優位性・不可欠性の確保等に向け、経済産業省の「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においては、経済安全保障政策について情報共有を行った上で、国際環境の変化を踏まえた今後の産業政策の在り方について意見交換が行われている。

（2）検討経緯

令和7年4月の有識者会議において、事務局資料に「経済安全保障を推進するに当たっての独禁法の論点」として、おおむね以下の内容のスライドが示された。

- ・ 日本企業が、①紛争、災害等による重要物資の供給途絶、②供給停止等の経済的威圧や取引への国家介入、その結果としての技術移転強要、③他国企業の高度技術獲得、大規模な補助金等を背景とした過剰供給による競争過熱による事業性の悪化といったリスクに直面していること。
- ・ 対応策として、①海外企業から国内企業への買収提案を通じた情報漏洩の防止や国内での企業再編、②水平的・垂直的な企業の間における情報交換や共同行為を通じた技術管理、③海外依存度が高い原材料の安定的な調達のための企業間連携（情報交換、共同調達）が一層重要になっていること。
- ・ 他方、①外国の過剰供給やサプライチェーンの独占化に対抗するため、企業結合を行う必要性が高まっているものの、企業結合規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念等を理由に、企業において企業結合が検討されにくい、②企業間で交換する情報の内容によってはカルテル規制に抵触するおそれがあるとの漠然とした懸念等を理由に、企業の法務部や弁護士が保守的な判断を下す傾向とあいまって、企業間の対話を躊躇してしま

うといった経済界の声があること。

- ・ そこで、「事業者間における情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為について、独占禁止法上の基本的な考え方を整理し、産業界に周知を行うことが必要」と考えられること。

その後、「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン（再改訂）」（令和7年5月30日経済産業省）における「今後、経済産業省は、公正取引委員会に相談し、事業者間の情報交換、連携、再編といった経済安全保障の観点から実施する行為に関する独禁法上の基本的な考え方について、本年秋頃の同有識者会議において公正取引委員会より説明・公表いただくことを検討している。」（脚注15）との記載のとおり、経済産業省からの相談を踏まえ、公正取引委員会は、事業者等が独占禁止法を懸念することで必要な事業活動が滞ることがないように、令和7年11月の有識者会議において、経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の考え方について説明することとした。

検討過程において、経済産業省及び国土交通省から、経済安全保障に関連する想定事例として、15の事例が示された⁴ところ、具体例に基づき考え方を示すことは、事業者等の参考にも資すると考えられたため、併せて各想定事例についても独占禁止法上の考え方を示すこととした。

以上の経緯により、公正取引委員会は、令和7年11月20日、有識者会議において「基本的考え方」及び本事例集について説明するとともに、これらを公表した。

3. 経済安全保障に関連した事業者の取組における独占禁止法上の基本的な考え方

（1）概要

「基本的な考え方」は、本事例集の理解に資する「総論」としての位置付けであり、独占禁止法の概要、企業結合審査の基本的な考え方をはじめ、情報

⁴ 有識者会議に先立ち、経済産業省の「経済安全保障と競争政策に関する研究会」（議事非公開）において、各事例について議論が行われた。

交換に関する基本的な考え方、重要原材料の調達途絶に関連した情報交換・共同の取組に関する基本的な考え方、経済安全保障に関連した独占禁止法の相談窓口などを盛り込んでいる。

(2) 独占禁止法の概要

ア 主な禁止行為について

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

- ・ 不当な取引制限：同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。カルテルや入札談合が該当する。
- ・ 私的独占：有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したり（排除）すること。
- ・ 不公正な取引方法：公正な競争を阻害するおそれのある行為（例えば、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束、優越的地位の濫用、抱き合わせ販売、排他条件付取引、拘束条件付取引、競争者に対する取引妨害）を行うこと。
- ・ 競争制限的な企業結合：市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

イ 不当な取引制限について

独占禁止法第2条第6項において、「この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限するこ

とをいう。」とされている。

「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態をもたらすことをいう⁵。

入札談合、受注調整、価格カルテル、数量カルテル、市場分割カルテル等の事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合は、原則として独占禁止法上問題となる。これに対し、標準規格の設定、環境保全、安全確保等の社会公共的な目的のための自主基準、消費者に対する使用方法等の情報提供、共同輸送といった業務提携等の共同行為は、そもそも競争制限とならないケースが多い（ただし、価格・数量・取引先等に関わるもの場合は、共同事業の内容・態様、参加者の市場シェア等を踏まえ、「競争を実質的に制限する」場合に違法となる。）。

(3) 情報交換に関する基本的な考え方

事業者等が共同の取組や企業結合を検討するに当たり、相互に事業活動等に関する情報交換が必要になる場合がある。基本的な考え方は次のとおりである。

価格・数量等の重要な競争手段である事項（価格又は数量、取引に係る顧客・販路、供給のための設備等、制限されることによって市場メカニズムに直接的な影響を及ぼす、事業者の事業活動の諸要素）に関する情報交換が行われなときは、通常、独占禁止法上問題とならない。また、価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を行うときであっても、当該情報が共同の取組や企業結合の検討・実施に当たり合理的に必要な範囲のものであり、かつ、必要な情報遮断措置（共同の取組や企業結合の検討・実施に関する関係者（担当者）のみに情報を共有することや情報の目的外利用を禁止すること）が講じられる場合には、通常、独占禁止法上問題とならない。

他方で、必要な情報遮断措置が講じられることなく、価格・数量等の重要な競争手段である事項に関する情報交換を通じて、将来の価格等に関する事業

⁵ 東宝株式会社ほか1名に対する件（昭和28年12月7日東京高等裁判所判決）